公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関				検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
寝屋川保健所	1 行政	財産の使用許可	を行っているが、公有財	産台帳に登録されていた	速やかに公有財産台帳に登録、又は登 録内容を修正するとともに、今後は大阪府	西 理要領第 18 条及び第 19 条		
	種別	許可数量	使用	使用目的			公有財産台帳等処理要領に基づき適正 許可期間 事務処理を行われたい。	
	土地	4㎡ (検出器部)	環境放射線観測装置(モニタリングポスト)設置		免除	H30. 4.1∼ H31. 3. 31	【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得	1 平成 30 年 11 月 19 日 (土地及び建物) 2 平成 30 年 10 月 18 日
	建物	0.7 m ² (モニター部)	環境放射線観測装置(モニタリングポスト)設置	免除	H30. 4.1∼ H31. 3. 31	第3節 借 用 府が行政遂行の手段として、他者の所 有する財産(土地、建物など)を許可	(土地)
	2 借用	財産について、2	公有財産台帳の更新登録	を行っていなかった。		又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、		
	種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年間)	借用期間	借用財産の内容を明確に把握するた めにも借用(物件)台帳を整備しておく	
	土地	寝屋川市八阪 [®] 28 番3号	1,636.37 m²	1,636.37 ㎡ 保健所用地		H30.4.1~H31.3.31	こと。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】	
	※借用が されて		許可となっており、公有財	才産台帳の借用期間が「	(借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。	局監査:平成30年10月15日)		

監査(検査)実施年月日(委員:平成-年-月-日、事務局監査:平成30年10月15日)

対象受検機関				検出乳	耳		是正を求める事項	措置の内容	
岸和田保健所	われ 1 2	て 使 種 土 ※ て 庚 種 土 土 土 かな 許 別 地 ない 承 別 地 地	かった。 可 許可数量 第1種電柱 1本 可財産台帳では た。 認 承認数量 道路標識1 本 2 m ²	が使用承認を行 使用目的 電力供給の た許可期間が 使用目的 一安用目的 一安全 公用車駐車	でいる下記 使用料 (年間) 1,700円 「H25.4.1~H H29.4.1~H	許可期間 H30.4.1~H35.3.31 30.3.31」のまま放置され 承認期間 I34.3.31(注1) I31.3.31(注2)	速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムは使用承認を行ったときは、システムを関いて使用表記	横出事項の行政財産の使用許可(1件)及び使用承認(2件)について、システムを用いて正しい情報登録を行った。 今後は、許可手続に係る行政文書管理システムの管理用紙(起案文書)に「システム登録済」欄を追記し、登録・更新漏れを防止する。	
	•	※(注1)については、公有財産台帳では承認期間が「H24.4.1~H29.3.31」 のまま放置されていた。 (注2)については、公有財産台帳では承認期間が「H28.4.1~H29.3.31」 のまま放置されていた。							

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月1日から平成31年1月31日まで)